

松戸市除染実施計画(案)に対する意見と市の考え方について

2012/3/28

No.	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え方
1	P.1	1-1 基本方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・数値が高いところを除染するだけでなく、「下げられるところを下げる」という方針も追加すべき。 ・測定する高さや空間放射線量で仕分けるのではなく、少しでも放射線量を下げように取り組んでほしい。原発事故前の環境に近づけるよう取り組んでほしい。 ・内部被ばくを考慮した除染場所の選定をしてほしい。 ・自然放射線による被ばくを含めて年間1mSv/h以下を目標とすべき ・24時間どこにいても追加分の放射線量が1mSv/hを下回るように、0.154 μ Sv/h未満を目標とすべき。 ・0.1 μ Sv/h以下を目指してほしい。 ・0.23 μ Sv/hは高いのではないか。 	35	-	<ul style="list-style-type: none"> ・「毎時0.23マイクロシーベルト」は国の示している数値であります。科学的な知見からは妥当なものであると考えています。
2	P.1	1-1 基本方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、幼稚園、公園の土壌調査を行い、100ベクレル以下になるように除染すべき。 ・土壌の汚染度を測定して下さい。また、国に対しても土壌の汚染度の測定を促して下さい。 	2	-	<ul style="list-style-type: none"> ・人の外部被ばくを管理するための生活空間の把握のためには、空間線量の測定が最適と考えられます。
3	P.1	1-1 基本方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・1-1基本方針について、0.23 μ Sv/h未満とは、高さ何cmで測定した結果か明記してほしい。 	1	○	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針については、全体的なことを記載しております。なお、個別に具体的な高さは、「1-2計画目標」に明記するよう修正しました。
4	P.1	1-1 基本方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・1-1基本方針について、平均的などという表現ではなくいずれの空間放射線量を0.23 μ Sv/h未満とすることを目標としてほしい。 	1	-	<ul style="list-style-type: none"> ・平均的な空間放射線量が0.23 μ Sv/h未満となれば、年間被ばく線量1mSv/h未満が達成できると考えられます。
5	P.1	1-1 基本方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・松戸市は除染が必要なほど数値は高くないので、大事な財源を使うべきではない。過剰な除染はしないで下さい。 	1	-	<ul style="list-style-type: none"> ・除染費用については、費用対効果を踏まえ、効果的な除染を行っていきます。また、特別措置法に基づく費用負担を含め、国と東京電力が全額負担するべく要求してまいります。
6	P.2	1-2 計画目標について	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭(特に幼児がいる)を優先的に、その周りの道路・側溝を除染すべき ・除染対象に通学路を含めてほしい。 ・除染対象に通学路、道路等を含めてほしい。 ・駅周辺の道路についても、優先的に除染してほしい。 ・側溝の蓋も除染してほしい。 ・除染対象に歩道のアスファルトを入れてほしい。歩道側のアスファルトは子供が遊ぶ場所でもあるので、でこぼこしているアスファルトだけでも、張替をお願いします。 ・排水桝、側溝等の取り扱いはどうするのか。 ・排水桝、側溝等の清掃及び汚泥の除去をお願いします。 ・道路の路肩の除染もしてほしい。 ・計画目標の対象施設に関して、1の区分に「通学路」を盛り込み、5の区分に「市内道路(市道)」を明記すべき。 ・除染対象に「通学路、道路等」を加え、国の除染関係ガイドラインに沿った除染作業を実施してほしい。 	19	-	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画に道路表面(歩道含む)の除染計画はありませんが、道路等の機能維持のために行う清掃については、従来どおり実施します。 ・通学路については、除去物の仮置場が確保でき次第、放射線量が高い集水桝等の除染作業を行うこととします。
7	P.2	1-2 計画目標について	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線量が高い学校については、「除染計画と突き合わせて各種行事の実施時期を検討する」旨を盛り込むべき。 ・除染が終了するまでは、屋外活動の制限等をして下さい。 	14	-	<ul style="list-style-type: none"> ・行事と除染時期については、学校側で考慮しながら、進めています。なお、その他の学校における屋外活動についても、注意を払いながら対応してまいります。

松戸市除染実施計画(案)に対する意見と市の考え方について

2012/3/28

No.	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え方
8	P.2	1-2 計画目標について	<ul style="list-style-type: none"> 江戸川河川敷の除染を強く望みます。 江戸川河川敷の運動場を子ども関係施設に入れてほしい。 海の汚染が心配なため、坂川など河川の測定を月1回実施して下さい。 河川付近も対象として下さい。 県立高校も除染対象としてほしい。 市内の県及び国の施設の除染についても積極的に関与すること。 八柱霊園の測定及び必要であれば除染をして下さい。 	8	-	<ul style="list-style-type: none"> 国、県等が管理する施設や場所は、各実施主体と協議の上、判断することとなります。
9	P.2	1-2 計画目標について	<ul style="list-style-type: none"> 雑木林も入れてほしい。 樹林地を除かないでほしい。 空き地も対象とすべき。 平均的な空間線量が0.23μSv/hを超える個人宅(子どものいる住宅含む)、樹林地、農地等の除染は、国費の対象とならなくても、除染をすべき。 	7	-	<ul style="list-style-type: none"> 除染実施計画では、主な生活空間における放射線量の低減化を図っていくこととしております。よって、雑木林、樹林地及び空き地は、対象としておりません。 農地については、必要に応じて、除染を実施する予定ですが、具体的な内容については、詳細が決まり次第お知らせいたします。
10	P.2	1-2 計画目標について	<ul style="list-style-type: none"> 集合住宅についても、子どものいる住宅と同じ扱いにしてほしい。 集合住宅内の公園について、市の公園と同様の取り扱いとしてほしい。それが無理であれば子どものいる住宅と同様の取り扱いとしてほしい。 集合住宅の分譲マンション1階の専用庭の芝生も対象に入れてほしい。 マンション、アパート等は戸建住宅扱いになるのか。 	6	-	<ul style="list-style-type: none"> 集合住宅については、対象施設の番号5「1~4以外」に区分されますが、子どもがいる集合住宅のみ、測定する高さ等について、「子どものいる住宅」と同様の取り扱いといたします。
11	P.2	1-2 計画目標について	<ul style="list-style-type: none"> 除染の開始及び終了時期が遅すぎる。 除染を早く開始してほしい。 計画期間を5年ではなく、3年以内としてほしい。 	5	-	<ul style="list-style-type: none"> 除染につきましては、平成23年8月より、順次、実施しているところですが、出来る限り速やかに取り組んでまいります。
12	P.2	1-2 計画目標について	<ul style="list-style-type: none"> 除染の優先順位に関して、高校生等であっても、難病等に罹患している場合は、配慮してほしい。 子どものいない住宅であっても、希望がある住宅については、除染して下さい。 子どもを優先するというのが、除染対象を限定的にしようとしているのではないか。 すべての住宅を対象してほしい。 	4	-	<ul style="list-style-type: none"> 成人と比較し、放射線への感受性が高いとされる子どもへの配慮を優先させて頂きます。なお、子どもへ配慮した除染を進めることは、最終的には松戸市全体の放射線量を下げることもあり、大人の被ばくの低減にも寄与するものと考えています。
13	P.2	1-2 計画目標について	<ul style="list-style-type: none"> 子どものいる住宅について、母子が疎開している住宅も含む取り扱いにしてほしい。 転入予定者の住宅についても、除染の対象としてほしい。 	2	-	<ul style="list-style-type: none"> 子ども世帯の転入者の住宅については、必要に応じて、除染を実施する予定ですが、具体的な内容については、詳細が決まり次第お知らせいたします。
14	P.2	1-2 計画目標について	<ul style="list-style-type: none"> 屋内の放射線量目標を定めるべき。 	1	-	<ul style="list-style-type: none"> 国から示されているものについては、すべて屋外の除染についてであり、現状では、まず屋外の放射線量の低減を目指してまいります。
15	P.2	1-2 計画目標について	<ul style="list-style-type: none"> 産婦人科や小児科などの周囲も対象に入れて下さい。 	1	-	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設、商業施設等の対象施設に含まれます。
16	P.2	1-2 計画目標について	<ul style="list-style-type: none"> 神社仏閣の除染もお願いします。 	1	-	
17	P.2	1-2 計画目標について	<ul style="list-style-type: none"> 廃校について、スポーツ施設と同様の扱いにして下さい。 	1	-	<ul style="list-style-type: none"> 廃校については、公立学校と同様の取り扱いとします。
18	P.2	1-2 計画目標について	<ul style="list-style-type: none"> ユウカリ交通公園について、除染を進めているようだが、数値があまり下がっていない。24年8月までに実施できるのか。 	1	-	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な除染方法を更に検討してまいります。
19	P.2	1-2 計画目標について	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅について、「平成25年3月末を努力目標」とあるが、「努力目標」でなく「目標」としてほしい。 	1	-	<ul style="list-style-type: none"> 進捗や効果など現段階では不透明な部分もあるため、努力目標としております。
20	P.2	1-2 計画目標について	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設に放課後児童クラブを明記して下さい。 施設区分に放課後児童クラブを明記し、実施主体を市と明記してほしい。 	1	-	<ul style="list-style-type: none"> 子ども関係施設に位置づけられています。

松戸市除染実施計画(案)に対する意見と市の考え方について

2012/3/28

No.	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え方
21	P.2	1-2 計画目標について	・河川や地下水に対する汚染調査もすべき。	1	-	・まずは生活空間に関する除染を進めてまいります。
22	P.2	1-2 計画目標について	・自宅が0.23 μ Sv/hを超えているので、早く除染してほしい。	1	-	・除染については、除染実施計画に基づいて、進めてまいります。
23	P.2	1-2 計画目標について	・アルファ線の測定もして下さい。	1	-	・現在、主に問題となっている放射性物質はセシウムであり、セシウムからアルファ線は出しておらず、測定の予定はありません。
24	P.2	1-2 計画目標について	・子ども関連以外の施設について、総合的な考慮による優先順位を、表に具体的に列記してほしい。	1	-	・市内には様々な施設があるため、また、用途としては同様の施設であっても、利用者数や空間放射線量等は各施設で異なるため、具体的に列記することはできませんが、各担当課で優先順位をつけて、取り組んでまいります。
25	P.2	1-2 計画目標について	・公立小学校内で、0.3 μ Sv/h以上の場所は立ち入り禁止にすべき。	1	-	・除染の目標値として、0.23マイクロシーベルトを設けていますが、立入禁止の基準は設けておりません。
26	P.4	1-3 対象を測定する高さについて	・砂場だけでなく、以下についても地表面から5cmの測定を基準とすること。 子ども関係施設、学校施設(小中高校)、子どものいる住宅、保育所(園)、幼稚園、公園(樹林地等を除く)、放課後児童クラブ、こどもの遊び場、スポーツ施設、通学路 ・子ども関係施設、学校施設(小学校)、子どものいる住宅については5cmにしてほしい。 ・滑り台下も5cmにした方がよい。 ・子ども関係施設だけでも地表0cmでの測定値を基準としてほしい。	16	-	・地上1mや50cmの位置での空間放射線量は、大人及び子どもの被ばくを考えた場合に、その位置は重要な臓器の位置にあたることから、大人及び子どもの生活空間における被ばくを代表していると考えられます。 国の基準では、空間放射線量の測定位置は、地表面から高さ1m～50cmの範囲とされておりますが、市では地表面から、50cm、1mの高さの他に、市の独自の判断として、砂場については、直接触れるのが目的の場所であるため、地表面から5cmの高さで測定を行います。
27	P.4	1-3 対象を測定する高さについて	・学校内の畑についても、除染対象に加えて下さい。また、測定する高さは5cmにして下さい。 ・学校等のプールサイドは必ず除染し、高さ5cmで測定して下さい。	1	-	・プールサイドは清掃を行い、測定は状況に応じて各学校において対応します。
28	P.5	2. 除染計画の対象となる区域	・区域をどのように決定するかが不明確であり、文部科学省の航空機モニタリングの結果で取り扱いが変わるのは納得いかない。 ・実測値での指定をしてほしい。 ・調査測定の方法について、明記してほしい。 ・調査測定の場所に道路も入れてほしい。 ・自動車走行による調査結果を反映してほしい。 ・航空機モニタリングから0.23 μ Sv/hを上回るとされた区域以外での調査測定について、対象となる区域の自治会・町会が立ち会いのもとで実施してほしい。 ・放射線量測定マップをより分かりやすいかたちで載せてほしい。 ・対象区域を明確にしてほしい。 ・防災マップのように字名がわかる図で全世帯に配布してほしい。	15	○	・調査測定については、除染関係ガイドラインに則り、主に既の実施済みの測定結果を基に、国と協議しております。 ・なお、本計画が決定した段階で、調査測定の方法や結果等について添付いたしました。
29	P.5	2. 除染計画の対象となる区域	・松戸市全域を除染すべき	5	-	・松戸市除染実施計画は、松戸市全域を対象とし、松戸市全域の平均的な放射線量が0.23 μ Sv/h未満にしていくべく取り組んでまいります。
30	P.5	2. 除染計画の対象となる区域	・過去の時点と比較して現在の汚染度合いがどれくらいか記載してほしい。	1	-	・事故前に放射線量測定を行っていないため、比較することができません。

松戸市除染実施計画(案)に対する意見と市の考え方について

2012/3/28

No.	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え方
31	P.5	2. 除染計画の対象となる区域	・線量の測定についての講習会を、市の担当者は受講しているのか。	1	-	・除染関係ガイドラインに基づき、適切に測定を実施しております。
32	P.5	2. 除染計画の対象となる区域	・測定器の校正はどのようにやっているのか。	1	-	・測定器については、購入後1年未満であり、現在のところ校正は実施しておりません。なお、今後、日本工業規格(JIS)のエネルギー補償型のシンチレーション式サーベイメータに関する校正手法に準拠した校正を年1回以上行い、要求されている性能を満たすことを確認する予定です。
33	P.9	3. 除染等の措置等の実施主体及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	<ul style="list-style-type: none"> ・除染業務委託とあわせて、除染ボランティアの組織等市民と連携した除染の制度化・具体化をお願いします。 ・一般市民が参加できる仕組みを作り、参加する機運を高めてほしい。 ・公園や通学路などの細かい測定を市民にボランティアでやらせてほしい。 ・集合住宅の管理組合や町内会等既存組織と連携して除染を行うこと。 ・学校の除染については、「PTA(保護者)等の協力を得ながら(と連携をはかりながら)実施する」という文言を入れてほしい。 ・「所有者や町会・自治会等の団体の協力を得ながら」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。 ・町会などだけでなく、市民団体との連携についても、明記すべき。経験も技術もある市民団体と連携し、地域の除染作業の計画策定や指揮などに力を発揮してもらいたい。また、地域の除染アドバイザーの養成に協力してもらいたいのか。 ・細かい工程を一緒に決めさせてほしい。 ・計画策定に市民団体も参画した方がよい。 ・所有者や町会・自治会等の団体の協力を得ながら除染を実施する際、除染作業中に未成年者を作業現場に近寄らせないように徹底して下さい。また、その際に作業者が被ばくしないように服装等の指導を徹底して下さい。 	17	-	・町会や自治会にどのようなかたちでご協力頂くかについて、今後、検討を進め、具体的な内容が決まり次第、お知らせいたします。
34	P.9	3. 除染等の措置等の実施主体及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	・民有地について、「市又は所有者」とあるが、例えば戸建住宅については、誰が実施するのか。	2	○	・基本的には、市が行いますが、協議の上、所有者に協力をお願いする場合がございます。なお、実施主体に関する表記について、修正いたしました。
35	P.9	3. 除染等の措置等の実施主体及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体は、国あるいは東京電力とするべき。 ・東京電力社員や原子力村村民が除染をするべき。 	2	-	・特別措置法において、除染の実施者が定められており、速やかに除染に取り組んでいくためにも、基本的に特別措置法に則って実施してまいります。
36	P.9	3. 除染等の措置等の実施主体及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	・除染に疑問を持つ市民が「非国民」扱いされないよう対策をしてほしい。	1	-	・市民の皆様が強制的に除染に参加するようなことにはならないよう、また、ボランティア等に参加されない方が不利益を被らないよう、配慮してまいります。
37	P.10	4-1 除染等の措置について	<ul style="list-style-type: none"> ・「天地返し」は環境の再汚染を起こす可能性があるため、削った土壌は、穴を掘って仮保管すべき。 ・「天地返し」について、具体的な方法(何cm掘って下層の土と入れ替えるのか等)を示してほしい。 ・「天地返し」は人力では逆効果のため、重機を入れて作業すべき。 	10	-	・除染関係ガイドラインに則って、除染する場所の状況により、最適な方法を選定します。

松戸市除染実施計画(案)に対する意見と市の考え方について

2012/3/28

No.	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え方
38	P.10	4-1 除染等の措置について	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設、商業施設、工場、集合住宅について、「ブラシ洗浄、高圧洗浄」を盛り込んで下さい。 ・戸建住宅について、「屋根の清掃、拭取り、高圧洗浄」を盛り込んで下さい。 ・戸建住宅について、「芝生の張替え」を盛り込んで下さい。 ・公共施設の除染について、植栽の伐採もしくは撤去とコンクリート部の高圧洗浄による除染を盛り込んでほしい。 	8	-	<ul style="list-style-type: none"> ・作業内容に記載している内容で低減化が図れなければ、その他の効果的な除染方法について検討してまいります。
39	P.10	4-1 除染等の措置について	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な測定の継続と測定値の公表を徹底して下さい。 ・測定値について、看板による掲示をして下さい。 ・除染した場所は、除染前及び除染後の数値を公表して下さい。また、継続的に測定し、必要であれば除染して下さい。 ・「子ども関係施設及び学校施設」以外の施設についても、継続的な監視や繰り返しの除染を行う旨明記して下さい。 	7	-	<ul style="list-style-type: none"> ・市の施設については、可能な限り定期的に放射線量を測定し、公表してまいります。
40	P.10	4-1 除染等の措置について	<ul style="list-style-type: none"> ・部分的に高い場所(マイクロスポット)も対象としてほしい。 ・平均的な空間線量が$0.23 \mu\text{Sv/h}$を超えない場合であっても、局所的に高い場所は無数に存在するので、こうしたマイクロスポットの除染について、支援方法を計画に盛り込むべき。 ・局所的に放射線量が$0.23 \mu\text{Sv/h}$を超える場所について、市が責任を持って除染することを明記すべき。 	4	-	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施区域内であれば、マイクロホットスポットの除染も対象としております。
41	P.10	4-1 除染等の措置について	<ul style="list-style-type: none"> ・民間保育園、幼稚園、放課後児童クラブ等への支援が遅れているようなので、公立と同等の対応ができるよう支援すべき。 	3	-	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の子ども関係施設につきましては、公立同様の対応をしてまいります。
42	P.10	4-1 除染等の措置について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の施設は、速やかに除染するため、事前の測定を省略して重機による全面除染をして下さい。 ・$0.23 \mu\text{Sv/h}$にこだわらず、ある程度の範囲について、一気に除染をして下さい。 	3	-	<ul style="list-style-type: none"> ・除染関係ガイドラインに則って、除染を行います。
43	P.10	4-1 除染等の措置について	<ul style="list-style-type: none"> ・減染対策について、検討して下さい。 ・コンクリートやアスファルト等の高圧洗浄では除染が難しいものについて、研究機関等が研究・発表している手法を検討して下さい。 ・放射性物質の飛散・流出防止のため、高圧洗浄以外に除染剤の使用をはいかがでしょうか。 	3	-	<ul style="list-style-type: none"> ・除染方法について、国内外の最新知見も含めて広く情報収集してまいります。また、国や福島県内等で実施している除染の実証試験の結果等についても情報収集してまいります。 ・除染方法の技術開発や国の方針等により、適宜、計画について、見直してまいります。
44	P.10	4-1 除染等の措置について	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の除染はしても意味がないのではないでほしい。 ・農地土壌の反転耕、深耕は、しないで下さい。 	2	-	<ul style="list-style-type: none"> ・農地については、必要に応じて、除染を実施することとしておりますが、作業内容についても、除染関係ガイドラインに則って、適切な方法で行うこととしております。
45	P.10	4-1 除染等の措置について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育所等について「壁面の清掃、拭取り」を明記して下さい。 ・公園、こどもの遊び場、スポーツ施設等について、「遊具、ベンチ等」を除染作業の対象に盛り込んで下さい。 	2	-	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ「屋上等の清掃、拭き取り」に含んでおります。
46	P.10	4-1 除染等の措置について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育所等の除染について、植栽の伐採もしくは撤去も追記してほしい。 ・特に常緑樹の枝葉の剪定、伐採を徹底して下さい。 	2	-	<ul style="list-style-type: none"> ・平均的な空間放射線量が$0.23 \mu\text{Sv/h}$以上となる要因であれば、除染方法について、検討してまいります。
47	P.10	4-1 除染等の措置について	<ul style="list-style-type: none"> ・「表土の除去と客土」について、客土は汚染されていない土を利用してほしい。 	2	-	<ul style="list-style-type: none"> ・除染後の測定において、線量の確認を行うことから、汚染されていない土を客土として利用することとなります。

松戸市除染実施計画(案)に対する意見と市の考え方について

2012/3/28

No.	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え方
48	P.10	4-1 除染等の措置について	・ブラシ洗浄や高圧洗浄等は土埃や水しぶきが飛散するため、スポンジを用いて、水をまく等の措置をしてほしい。	1	-	・除染関係ガイドラインに則って、除染を行います。
49	P.10	4-1 除染等の措置について	・除染をする際に、対象施設と隣接する住宅等についても、放射線量を測定及び除染するようにしてほしい。	1	-	・除染関係ガイドラインに則って、除染を行います。
50	P.10	4-1 除染等の措置について	・「公園の道路は除く」という表記を「公園の道路は原則除く」という表記に訂正した方が良い。	1	-	・公園については、「樹林地等を除く」としております。
51	P.10	4-1 除染等の措置について	・「上層土と下層土の入れ替え」を実施した場合、国のガイドラインから外れることにならないか。P.8の(4)※とP.12の6-1方針の記述の整合性について、説明してほしい。	1	-	P.8の(4)の「上層土と下層土の入れ替え」は、除染ガイドラインに沿った作業の方法であり、P.12の6-1方針は除染により発生した土壌の保管方法の方針を示したものであります。
52	P.12	4-2 除染等の措置にあたっての留意点	・自然環境や生物多様性を破壊する恐れのある場合は、除染を実施しない旨記載してほしい。 (特に21世紀の森と広場)	5	-	・除染関係ガイドラインに則って、除染を行います。
53	P.12	4-2 除染等の措置にあたっての留意点	・作業日時を事前に近隣住人に告知し、作業中は「窓を開けない」「洗濯物を外に干さない」等の指示をしてほしい。 ・直前に放送による注意喚起をしてほしい。 ・学校や園で文書を配布してほしい。	3	-	・国が示している除染関係ガイドラインに準拠し、除染作業中は出来る限り放射性物質が飛散、拡散しないような措置を、また、作業現場に関係者以外の方がむやみに立ち入らないように周囲に注意喚起をするように業者に指導してまいります。
54	P.12	4-2 除染等の措置にあたっての留意点	・業者への指導を徹底してほしい。 ・作業者の健康に配慮した措置をとる旨記載すべき。	3	-	・除染等を実施する業者は特別教育を受ける必要があります。安全には配慮して実施してまいります。
55	P.12	4-2 除染等の措置にあたっての留意点	・過剰な除染によって、除染ビジネスの助長をさせないようにして下さい。	2	-	・契約をする場合は、法令に則り適切な執行に努めてまいります。
56	P.13	4-3 平成23年度の本市における除染等の措置等の実施一覧	・こどもの遊び場について、記載されているような表土の除去や天地返しは実施されたのか。	1	-	・こどもの遊び場の除染については、平成23年度より順次実施しております。
57	P.13	4-3 平成23年度の本市における除染等の措置等の実施一覧	・公立小学校の措置を、市立保育所と同じ扱いとして下さい。	1	-	・実施済みの除染等の措置等については、施設の規模等により、適切な手法を模索して、実施してまいりました。 ・今後は、各施設において、除染関係ガイドラインに則り、効果的・効率的な除染に努めてまいります。
58	P.16	6-1 方針	・土壌汚染の除染対策は、汚染土壌の除去、適切な仮置き及び最終処分を原則として下さい。 ・汚染土壌については、発生した土地内で保管すれば十分ではないか。 ・個人の敷地内から出る汚染土壌について、方針等を早く示してほしい。	3	-	・保管場所が限定されていることから、原則、現場保管といたします。
59	P.16	6-1 方針	・公園を除染した後、汚染土壌等を埋設保管している場所について、誰でもわかるようなかたちで公表してほしい。	1	-	・埋設保管している場所については、現地の園名板付近に看板を設置し、掲示しております。なお、その内容はホームページにも掲載しております。

松戸市除染実施計画(案)に対する意見と市の考え方について

2012/3/28

No.	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え方
60	P.16	6-1 方針	・保管場所の明確化と子どもたちが近くに来ないように立ち入り禁止の措置を厳重にして下さい。 ・埋設保管する場合、他の土壌に混在しないよう区分管理を徹底して下さい。	1	-	・除染関係ガイドラインに則って、安全確保に努めてまいります。
61	P.16	6-2 仮置場設置に関する措置	・21世紀の森と広場を仮置場にはどうか。	1	-	・仮置場については、適切な場所を慎重に検討しております。
62	P.16	6-2 仮置場設置に関する措置	・学校等に仮置場を作るのはやめて下さい。	1	-	
63	P.16	6-2 仮置場設置に関する措置	・仮置場は、密閉型とし、人家から2km以上離れたところに設置して下さい。	1	-	
64	P.17	7. 費用負担について	・東電と国に賠償を求めるべき。 ・東電が請求に応じない場合、どのような対抗手段をとるのか。 ・東電への請求について、法的根拠の検討等をすべき。 ・東電と国に請求するのが原則だが、それと合わせて寄付を募るのが良いのではないか。	8	-	・東電と国には、原因者負担の原則の考えにより、強く負担を求めてまいります。
65	P.17	7. 費用負担について	・個人の判断で実施した除染にかかった費用について、個人が東京電力へ求償するための窓口を設置してほしい。 ・個人の判断で実施した除染にかかった費用について、どのように請求すればよいか。	6	-	・県内9市から国に対し、「民有地の所有者等が行う除染に対しては、国がその実施者に対して直接的に費用負担をする仕組みを検討する等、住民および自治体の手続きを簡素化し事務負担の軽減を図る」ように、要望書を提出しており、今後東電に対しても必要な内容を求めていきます。
66	P.17	7. 費用負担について	・除染に優先的に配分してほしい。	3	-	・市の最優先課題として、取り組んでまいります。
67	P.17	7. 費用負担について	・東京電力株式会社等の等は何を想定しているのか。	1	-	・原発事故にかかる原因者を想定しています。
68	P.17	7. 費用負担について	・経費について、具体的に項目別に明らかにして下さい。	1	-	・公表できる範囲で明らかにしてまいります。
69	P.17	8-1 管理体制について	・関係各施設内の職員の間で、情報・認識にズレが生じないように情報共有を徹底して下さい。「危機管理の問題である」という認識を徹底すべき。	1	-	・職員の間で情報共有を図っているところであり、引き続き、努めてまいります。
70	P.17	8-1 管理体制について	・組織を大胆に再編成して、除染に特化した組織編成にすべき。	1	-	・平成23年9月1日より、松戸市放射能対策協議会を設置し、除染については、環境放射線低減対策会議で対応策を講じているところです。
71	P.17	8-1 管理体制について	・放射能対策協議会とはどのような組織か。	1	-	・各分野の関係課で構成された「食品対策会議」「環境放射線低減対策会議」「焼却灰等対策会議」「健康管理対策会議」という4つの対策会議と、その上位決定機関として松戸市放射能対策協議会があります。
72	P.17	8-2 進捗状況に関する情報提供について	・放射能対策の進捗状況等について、地元ケーブルテレビ等も活用した方がよい。	2	-	・広報については、必要に応じて手法を検討してまいります。
73	P.17	8-2 進捗状況に関する情報提供について	・私立幼稚園や民間保育園の測定結果についても公表してほしい。	1	-	・民間施設であり、公表の可否については、施設管理者の判断となります。
74	P.17	8-2 進捗状況に関する情報提供について	・除染業者委託の業者名を明らかにして下さい。	1	-	・原則、ホームページで入札結果を公表しております。

松戸市除染実施計画(案)に対する意見と市の考え方について

2012/3/28

No.	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え方
75	P.17	8-2 進捗状況に関する情報提供について	・ユーカリ交通公園の2月15日測定結果について、データが2種類あり、非常に分かりづらい。	1	-	・測定結果の公表については、分かりやすいよう努めてまいります。なお、ご不明な点等ありましたら、担当課へお問合せ下さい。
76	P.17	9. その他	・市民に対する市の説明会を開催し、広く市民に参加・協力を呼びかけてほしい。 ・母親の声を聞ける場の設定をお願いします。	5	-	・放射能対策総合計画(案)の策定にあたって、パブリックコメント及びタウンミーティングを実施する方向で検討しており、詳細が決まり次第、スケジュール等もあわせて公表いたします。
77	P.17	9. その他	・いつまでに策定しますか。	1	-	
78	-	ご意見・ご要望・その他	・所有者が個人の判断で除染する場合、どのような方針で除染すれば良いか明確にしてほしい。 ・適正な委託業者を市民に紹介してほしい。 ・除染作業の手順・方法等が誰でもわかるものをまとめて、パンフレット等で広報してほしい。 ・個人や事業者向けの除染技術の講習会を実施してほしい。 ・その際再被ばくを防ぐ方法を徹底すること。 ・教育施設課のノウハウを庁内で共有して下さい。 ・業者へも徹底指導してほしい。 ・除染マニュアルを作成し、仕様を統一して下さい。	8	-	・除染方法につきましては、環境省の除染関係ガイドラインを基に実施して頂くこととなります。また、市のホームページでも「放射線量低減化対策に係る手引き」でご案内しております。
79	-	ご意見・ご要望・その他	・低年齢層の集団について、問診調査や尿等の検査を継続的に実施してほしい。	6	-	・除染実施計画に関する意見ではないため、回答はできかねます。
80	-	ご意見・ご要望・その他	・外部被ばく及び内部被ばくのリスクを科学的に解明し、どのようなリスクがあるか、市民に対して真実を伝えてほしい。 ・松戸市の内部被ばく対策の内容について明らかにして下さい。	5	-	・除染実施計画に関する意見ではないため、回答はできかねます。
81	-	ご意見・ご要望・その他	・市民が測定した場所及び測定値の通報に対応して下さい。	3	-	・所有地の測定結果のお問合せに対しては、放射線量の低減化に関する助言等の対応をしております。
82	-	ご意見・ご要望・その他	・ホームページの中で意見募集がわかりにくい。	2	-	・ホームページ内でわかりにくかったということで、申し訳ありませんでした。今後、広報の方法について、配慮してまいります。
83	-	ご意見・ご要望・その他	・幼稚園の給食も私立保育園と同様に検査対象としてほしい。 ・牛乳の検査もしてほしい。	2	-	・除染実施計画に関する意見ではないため、回答はできかねます。
84	-	ご意見・ご要望・その他	・移住や非難等の希望があれば、バックアップしてほしい。 ・一時避難ができる対策を早期に検討してほしい。	2	-	・除染実施計画に関する意見ではないため、回答はできかねます。
85	-	ご意見・ご要望・その他	・個人の敷地内で落ち葉を焼却する家庭があるので、当該行為の禁止を徹底してほしい。	2	-	・除染実施計画に関する意見ではないため、回答はできかねます。

松戸市除染実施計画(案)に対する意見と市の考え方について

2012/3/28

No.	関連ページ	関連箇所	主な意見の内容	意見数	案の修正	市の考え方
86	-	ご意見・ご要望・その他	・松戸市は除染が必要なほど放射能に汚染されていることを広報誌等の印刷物で周知してほしい。	1	-	・松戸市の放射線量の測定結果や低減化対策の取り組み等については、適宜、広報まつどに掲載するよう努めております。
87	-	ご意見・ご要望・その他	・健康被害者の発生があれば、医療費等の負担請求に取り組んでほしい。	1	-	・除染実施計画に関する意見ではないため、回答はできかねます。
88	-	ご意見・ご要望・その他	・子どもについて、フォールボディカウンター測定を最低1回義務として実施して下さい。	1	-	・除染実施計画に関する意見ではないため、回答はできかねます。
89	-	ご意見・ご要望・その他	・放射線に関する講演会等を開催してほしい。	1	-	・除染実施計画に関する意見ではないため、回答はできかねます。
90	-	ご意見・ご要望・その他	・汚染市である認識があるか。	1	-	・除染実施計画に関する意見ではないため、回答はできかねます。
91	-	ご意見・ご要望・その他	・震災前から計画されていた公園の建設計画について、前倒しで建設し、安心安全な公園を設置してほしい。	1	-	・除染実施計画に関する意見ではないため、回答はできかねます。
92	-	ご意見・ご要望・その他	・放射性物質を含んだ製品(腐葉土・セメント・レンガ等)をリサイクルで使っている生産者や会社名等を明らかにして下さい。	1	-	・除染実施計画に関する意見ではないため、回答はできかねます。